総務企画部
物流施設対策官

1　倉庫業の現況

(1) 事業者数及び所管面（容）積

(ｱ) 事業者数

管内の営業倉庫事業者数は第１表のとおりで、５３０社（前年度末比３．３％増）である。

第１表　倉庫事業者数（令和７年度末）

普通倉庫

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	27	31	58
非発券	298	124	422
計	325	155	480

冷蔵倉庫

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	9	14	23
非発券	47	22	69
計	56	36	92

※１　主たる営業所が管内にある発券事業者２７社のうち１社、非発券事業者２９８社のうち３社は、管内に倉庫を有しない。
※２　普通倉庫と冷蔵倉庫の兼業は４２社である。

(ｲ) 所管面（容）積

倉庫事業者が管内に保有する倉庫の所管面（容）積の推移は、第２表のとおりである。管内における倉庫は神戸市及びその周辺都市に集中しており、中でも神戸市内には、所管面（容）積ベースで、普通倉庫では一～三類倉庫の４４．７％、危険品倉庫（タンク）の７２．６％、野積倉庫の６８．２％、貯蔵槽倉庫の９０．８％、冷蔵倉庫の６８．６％が立地している。

第２表　倉庫所管面（容）積の推移

（各年度末現在）

区分	種類別＼年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度比（％）
管内	普通倉庫	一類倉庫（㎡）		4,216,686	4,375,760	4,801,845	4,980,132	5,483,375	110.1
			うち認定ﾄﾗﾝｸﾙｰﾑ（㎡）	119,256	117,612	120,418	112,908	109,746	97.2
		二類倉庫（㎡）		3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	100.0
		三類倉庫（㎡）		70,407	70,407	71,812	71,812	71,812	100.0
		小計（㎡）		4,290,259	4,449,333	4,876,823	5,055,110	5,558,353	110.0
		危険品倉庫	タンク（㎥）	203,912	203,912	203,912	203,912	203,912	100.0
			その他（㎡）	63,415	65,864	68,475	72,012	72,738	101.0
		野積倉庫（㎡）		480,249	511,881	514,419	519,278	534,784	103.0
		貯蔵槽倉庫（㎥）		769,645	769,645	769,645	769,645	769,645	100.0
	冷蔵倉庫（㎥）			2,805,799	2,936,501	3,011,418	3,117,665	3,091,530	99.2
神戸市内	普通倉庫	一類倉庫（㎡）		2,073,133	2,135,594	2,224,869	2,227,449	2,484,408	111.5
			うち認定ﾄﾗﾝｸﾙｰﾑ（㎡）	96,439	95,739	100,832	93,322	93,322	100.0
		二類倉庫（㎡）		0	0	0	0	0	0.0
		三類倉庫（㎡）		0	0	0	0	0	0.0
		小計（㎡）		2,073,133	2,135,594	2,224,869	2,227,449	2,484,408	111.5
		危険品倉庫	タンク（㎥）	148,050	148,050	148,050	148,050	148,050	100.0
			その他（㎡）	23,129	24,126	24,013	25,580	25,858	101.1
		野積倉庫（㎡）		355,683	363,557	364,085	364,244	364,897	100.2
		貯蔵槽倉庫（㎥）		699,094	699,094	699,094	699,094	699,094	100.0
	冷蔵倉庫（㎥）			1,844,608	1,944,474	2,019,412	2,117,320	2,122,280	100.2

*神戸運輸監理部管内において、水面倉庫の実績はない。

(2) 倉庫需要

管内倉庫における品目別入庫量、平均月末在庫量について、普通倉庫は第３表、冷蔵倉庫は第４表のとおりとなり、一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移は、第１図のとおりである。

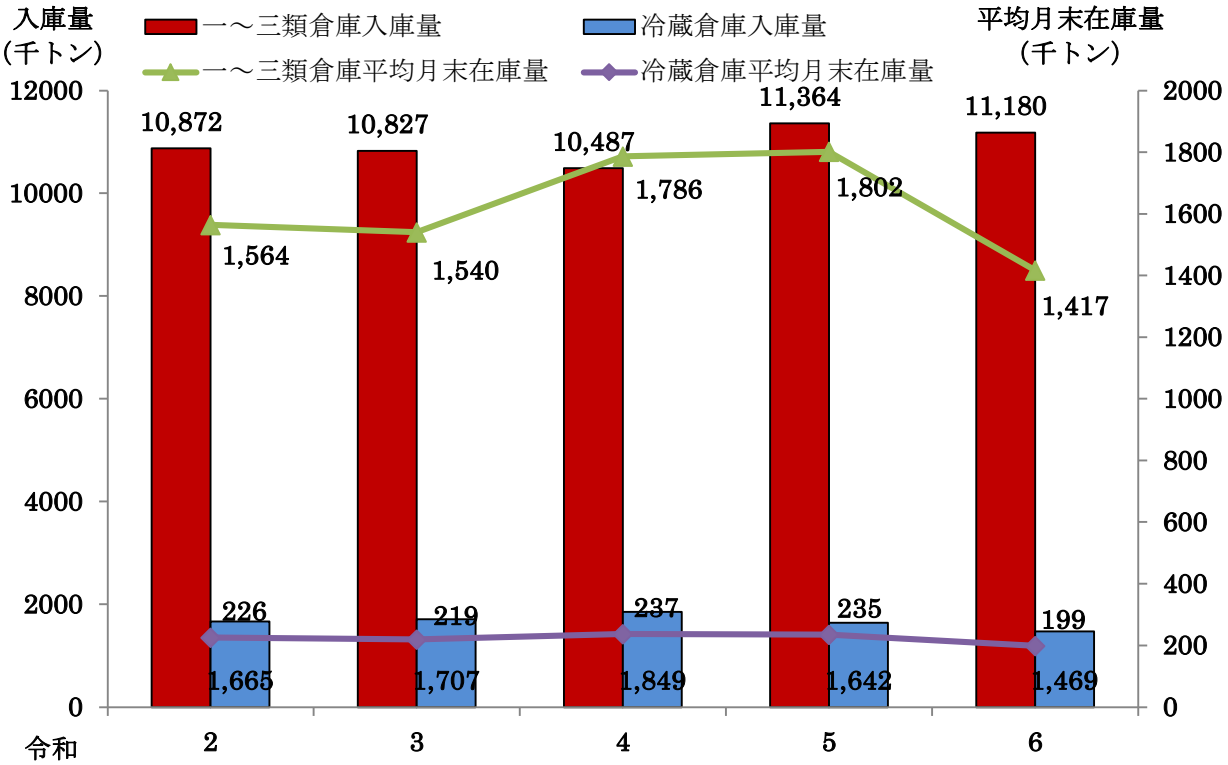
第３表　管内普通倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和６年度）

種類別／品目	一～三類倉庫		危険品倉庫		野積倉庫		貯蔵槽倉庫		普通倉庫計	
	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）
農水産品	585	171	0	0	0	0	1,442	219	2,026	390
金属	519	76	0	0	354	38	0	0	872	114
金属製品･機械	779	99	2	0	406	9	0	0	1,187	108
窯業品	63	10	0	0	0	0	0	0	63	10
化学工業品	4,000	479	479	76	1	0	25	4	4,504	559
紙・パルプ	502	52	0	0	0	0	0	0	502	52
繊維工業品	270	23	0	0	0	0	0	0	270	23
食料工業品	2,744	283	0	0	0	0	0	0	2,744	283
雑工業品	984	82	7	0	1	0	0	0	992	83
雑品	735	143	12	1	33	3	8	2	787	149
令和6年度計	11,180	1,417	499	78	794	50	1,475	224	13,948	1,769
対前年度比(%)	98.4	78.6	74.5	89.0	70.1	59.1	90.4	84.4	94.3	79.0
令和5年度計	11,365	1,802	670	88	1,132	84	1,631	266	14,798	2,240

第４表　管内冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和６年度）

項目／品目	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）
生鮮水産物	0	0
冷凍水産物	101	29
塩干水産物	21	7
水産加工品	22	6
畜産物	243	31
畜産加工品	156	25
農産物	187	29
農産加工品	43	9
冷凍食品	582	46
その他	115	16
令和6年度計	1,469	199
対前年度比（%）	89.5	84.7
令和5年度計	1,642	235

第１図　管内一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移



(3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー

倉庫管理主任者制度の一層の充実と倉庫管理主任者の更なる資質の向上を図ることを目的として、倉庫管理主任者を対象とした「倉庫管理主任者スキルアップセミナー」を開催している。

令和７年度は、倉庫における**危険物の規制**をテーマに、７月４日に開催した。

２　物流の効率化

(1) 物流総合効率化計画の認定

「物資の流通の効率化に関する法律」（物流効率化法）は、流通業務（輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

令和７年度は、管内において、８件（全国８０件：令和７年１２月末現在）の総合効率化計画の認定を行った。なお、近年の制度改正の状況は次のとおりである。

・令和６年４月制度改正

特定流通業務施設の設備要件にトラックドライバーの負担軽減に資する機能強化のための任意要件（例：人工知能画像解析機器）を追加。

(2) 物資の流通の効率化に関する法律の改正について

・令和７年４月 一部を除き施行

法律の名称を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率化に関する法律」に変更し、新たに規制的措置が導入された。

荷主・物流事業者に対する規制

－全ての荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。

－上記取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

－上記事業者のうち、一定規模以上のものを特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分の場合、勧告・命令を実施。（令和８年４月施行）

－さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。（令和８年４月施行）

【参考】貨物自動車運送事業法においても併せて規制を見直し

トラック事業者の取引に対する規制

－荷主、トラック事業者、利用運送事業者に対する運送契約締結時等の書面交付の義務付け等。

軽トラック事業者に対する規制

－安全性確保のため、管理者選任や講習受講、国土交通大臣への事故報告の義務付け等。

(3) モーダルシフト等推進事業

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等の関係者で構成される協議会に対して物流総合効率化法に基づき実施するモーダルシフト等の取組を支援している。令和７年度からは、貨客混載をはじめとするラストワンマイルの配送効率化について、過疎地域以外の取組も補助対象に追加された。

令和７年度は、「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）について応募のあった５件（全国３９件）に対して交付決定がされた。

(4) グリーン物流等に係る普及・啓発

関西グリーン物流パートナーシップ会議（事務局：神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局）の取組として、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取組を推進し、広く啓発することを目的とした「グリーン物流セミナー（鉄道版）（海上版）」を開催している。令和７年度は、１１月１２日に大阪合同庁舎第１号館において鉄道版を開催した。

(5) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」により、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者は、特定輸送事業者に指定され、毎年省エネ措置にかかる中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられている。

管内では、特定輸送事業者として内航海運事業者が３社指定されており、令和７年度においても、当該３社から中長期計画及び定期報告書の提出を受けた。

(6) トラック・物流荷主特別対策室（通称：トラック・物流Gメン）

国土交通省は、物流の「２０２４年問題」を受けて、令和５年７月に『トラックＧメン』を発足した。さらに、持続可能な物流のためには、荷待ち・荷役等時間の削減に加えて、倉庫業者と荷主との間の取引を含めたサプライチェーン全体の取引適正化が必要不可欠であることから、令和６年１１月に『トラック・物流Ｇメン』に改組し、倉庫業者からの情報収集を行っている。

令和７年度は、神戸運輸監理部からは３名が併任発令（兵庫陸運部２名含む）され、倉庫関連では、１件のヒアリングを行った。

(7) 交通環境教室

次世代を担う子供たちに公共交通が環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい､公共交通の利用促進と、環境に配慮した自発的な行動を促すことを目的に､「交通環境教室」を実施している。

令和７年度は、神戸在住の小学生とその保護者を対象に「明石・淡路動く環境教室」として、船とバスを使用した体験型教室を実施した。

3　災害に強い物流システムの構築

東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の課題等を踏まえ、大規模災害の発生が予想される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスシステムを構築するため、平成２３年度に近畿ブロックにおいて「災害に強い物流システムの構築に向けた協議会」が設置され、東南海・南海地震の被害が想定される地域（兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県）における国・地方自治体と民間事業者の連携方策、物資拠点として民間の物流施設の活用、オペレーションにおける民間のノウハウの活用等について検討を行っている。令和７年度も引き続き、官民の連携や協力体制の構築、協力協定の締結・充実の推進といった今後のあり方について検討し、関西における各省庁、各自治体、各団体の災害支援物資体制構築に向けた協議を行った（協議会：令和８年３月１９日書面開催)。

令和７年度末現在、兵庫県内の民間物資拠点として、倉庫事業者施設３７カ所（２６事業者)、トラック事業者施設８カ所（４事業者）の計４５カ所（２９事業者（うち１事業者は倉庫・トラック

兼業)）がリストアップされている。

4　バリアフリーの推進

(1) バリアフリー教室の開催

高齢者や障害者の疑似体験や介助体験を通じ、バリアフリーへの理解を深めるとともに、ボランティア意識を醸成し、誰もが高齢者や障害者に対して「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけて快くサポートできる「心のバリアフリー」を推進するため、「バリアフリー教室」を開催している。

令和７年度は、第５表のとおり実施した。

第５表　バリアフリー教室開催実績（令和７年度）

開催場所	開催日	参加者
姫路市立神南中学校	５月１９日、６月３日	１年生６１名
姫路市立家島中学校	８月２９日	１８名

(2) 関係機関との連携

「移動等円滑化評価会議近畿分科会」

バリアフリー法に基づき、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」が国土交通本省において平成３１年２月に設置された。これを受け、地域のバリアフリー化を推進し、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するため、令和元年６月に近畿分科会が設置された。令和７年度は、７月１１日に同分科会を開催した。

「近畿ブロックユニバーサルデザイン推進本部」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に向け、より障害当事者目線に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を展開するため、国土交通本省において関係する省内各部局が広く参画する「国土交通省ユニバーサルデザイン推進本部」が令和３年３月２６日に設置された。

これを受け、地方部のバリアフリー整備の加速化や基本構想等の策定促進等を図るため、令和３年４月２２日に、近畿ブロックユニバーサル推進本部が設置された。

令和７年度、推進本部会議は開催されなかった。